- Q1 「認証申請のための手引き」に示された内容は、正規職員だけを考えればよいですか?「職員」の定義を教えてください。
- A 「認証申請のための手引き」でいう職員は、特に断りがない限り正規職員を対象とします。
- Q2 認証審査のスケジュールはどのようになっていますか?

毎年6月、10月、2月の第2金曜日を審査委員会の日としています。認証申請はその1か月前

- A までに提出してください。審査委員会で認証決定後、約1か月程度で認証書を交付できる見込みです。また、認証書は申請のあった法人の事業所分の枚数を交付します。
- Q3 3年間の認証期間経過後、更新のたびに申請時と同様の書類を提出するのですか?
- 規定などの変更もあるかと思いますので、確認のため、更新申請の際も書類を提出いただく必要があります。
- Q4 認証事業者としての有効期限が切れる前に連絡してもらうことはできますか?
- 原則として個別に連絡する予定はありません。認証書に有効期限が記載されていますので、ご 留意ください。
- Q5 当法人ではすでにキャリアパスを構築し運用していますが、認証評価制度が求めるような内容となっているかどうか疑問です。どのようにすればよいですか?
- 事務局である長野県社協にキャリアパスに関する書類を送って相談してください。 A 事務局では、キャリアパスに限らず相談に応じます。
- Q6 認証を受けるメリットはなんですか?

取組宣言を行うことや、認証を受けるメリットとして、以下のようなことがあります。

○取組宣言事業所になると

事業所のイメージ、知名度が上がる。

認証取得への取組を通じて、組織を活性化できる。

○認証事業所になると

認証取得の過程において調査員等のアドバイスを受けることができる。

A 採用活動等において認証マークを活用し、事業所をアピールできる。

専用サイト等において、積極的に広報されることで、事業所イメージが向上する。

県社協主催の福祉職員生涯研修が優先的に参加できる。

職場説明会等においては、認証マークの表示、優先枠、認証事業所だけに限った開催などの優遇措置を実施します。

職員のモチベーションがアップすることで職員の質が向上し、優秀な人材の確保につながる。

Q7 認証・評価審査委員会による審査は、具体的にどのような形で行われますか?

審査委員は、関係機関・団体・学識経験者及び有識者代表の8名からなります。委員会は年3回、6月・10月・2月に委員のほか調査員、事務局も加わり開催します。

A 事業所から提出された認証審査申請書は、まず事務局において、評価項目ごとに提出書類が揃っているか確認します。その後各委員に書類一式が送られ、事前に評価項目に沿ってチェック

が行われます。

審査委員会では、提出書類をもとに協議、審査が行われ、評価基準を満たすものと認められた 場合、長野県知事に意見書を提出し決定されます。

- 資格取得等への支援の実施(評価項目 1-7)で、手引きの提出書類欄にいずれかと Q8 ありますがどれか一つでよいですか?また資格の種類の例が挙げられていますが 福祉用具の関係は対象となりますか?
- 提出書類は一つでよい。事業所として職員がキャリアアップしていくために必要な資格であれば支援の対象となります。
- Q9 認証申請の単位は、法人ですか?事業所単位ですか?
- A 認証の申請は法人とし、申請書に該当する事業所を記載してください。
- Q10 評価項目 2-4 の育児・介護を両立できる仕組みの整備は、評価細目のすべて必要で すか?
 - A はい、すべて必須です。2-4以外の評価細目も全て必須です。
- Q11 取組宣言はいつまでにすればいいですか?
- A 認証申請書を提出する前であれば、前日でも構いません。

2019年7月5日作成